第九条の四第一項第二号中「当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　法第百五十七条第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十条の二の三第二項第二号中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第十条の二の十一を削り、第十条の二の十を第十条の二の十一とする。

第十条の二の九第二項第二号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改め、同条を第十条の二の十とする。

第十条の二の八第二項第二号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改め、同条を第十条の二の九とする。

第十条の二の七の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八　法第三百二十一条の八第四十二項後段に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2　法第三百二十一条の八第四十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3　法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号

二　代表者の氏名

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四　その他参考となるべき事項

4　法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5　法第三百二十一条の八第五十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号

二　代表者の氏名

三　法第三百二十一条の八第四十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四　法第三百二十一条の八第五十三項の規定の適用をやめようとする理由

五　その他参考となるべき事項

第十五条の九第九項中「第四項及び第六項」を「第五項及び第八項」に改め、同項の表第四項第二号の項中「第四項第二号」を「第五項第二号」に、「第六項第二号」を「第八項第二号」に、「当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「自動車のエネルギー消費効率の」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を、「ＪＣ〇八モード法」の下に「及びＷＬＴＣモード法」を加え、「こと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表第六項第二号の項中「第六項第二号」を「第八項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「ＪＣ〇八モード法」を「その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の九第六項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第四百四十六条第一項第三号イ(1)」を「第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)」に、「細目告示第四十一条第一項第三号」を「旧細目告示第四十一条第一項第三号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の九第四項第二号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。